

NISA 口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
(非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 (1) 「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」等 (略) 2. <u>当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管します。</u> 3. <u>「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社又は金融機関へ重複して提出することはできません。</u> 4. お客様がNISA 口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</u> 5. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、当社での受付手続が完了した日において次の各号に該当するとき、<u>当社は別途定める手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</u> (略) 6. お客様が当社のNISA 口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、NISA 口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、<u>租税特別措置法第37条の14第14項に規定す</u>	(非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 (1) 「非課税口座開設届出書」等 (現行どおり) 2. <u>当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定又は累積投資勘定をNISA口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様のNISA口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u> 3. <u>非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u> 4. お客様がNISA口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</u> 5. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、当社での受付手続が完了した日において次の各号に該当するとき、<u>当社は別途定める手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</u> (現行どおり) 6. お客様が当社のNISA口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、NISA口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、<u>租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」（以下、「変更届出書」</u>

現行	改正
る「金融商品取引業者等変更届出書」（以下、「変更届出書」といいます。）を提出してください。 （略） 8. 当社は、「変更届出書」の提出を受け当社が別途定める手続きが完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 <u>4</u> 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 （略）	といいます。）を提出してください。 （現行どおり） 8. 当社は、「変更届出書」の提出を受け当社が別途定める手続きが完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第 5 項第 <u>9</u> 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 （現行どおり）
<u>新 設</u>	<u>（NISA 口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）</u> <u>第 2 条の 2</u> <u>お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において NISA 口座の開設をした後に、当該 NISA 口座が重複口座であることが判明し、当該 NISA 口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により NISA 口座に該当しないこととなった場合、当該 NISA 口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから特定口座での取引として取り扱わせていただきます。</u>
（非課税管理勘定の設定） 第 3 条 1. NISA 口座に係る非課税の適用を受けるための非課税管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じです。）は、<u>第 2 条の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</u> 2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「<u>非課税適用確認書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃	（非課税管理勘定の設定） 第 3 条 1. NISA 口座に係る非課税の適用を受けるための非課税管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じです。）は、<u>勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</u> 2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口

現行	改正
止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の NISA 口座の開設又は NISA 口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同 1 月 1 日）において設けられます。	座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の NISA 口座の開設又は NISA 口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同 1 月 1 日）において設けられます。
累積投資勘定の設定） 第 3 条の 2 1. NISA 口座に係る非課税の適用を受けるための累積投資勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2037 年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じです。）は、<u>第 2 条の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の累積投資勘定の勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。 2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「<u>非課税適用確認書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の NISA 口座の開設又は NISA 口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする累積投資勘定に係る年分の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同 1 月 1 日）において設けられます。	（累積投資勘定の設定） 第 3 条の 2 1. NISA 口座に係る非課税の適用を受けるための累積投資勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2037 年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じです。）は、<u>勘定設定期間内の各年</u>においてのみ設けられます。 2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の NISA 口座の開設又は NISA 口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする累積投資勘定に係る年分の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同 1 月 1 日）において設けられます。
（NISA 口座に受け入れる上場株式等の上限額） 第 5 条 （略） <u>新 設</u>	（NISA 口座に受け入れる上場株式等の上限額） 第 5 条 （現行どおり） <u>3. NISA 口座でお取引できる金額の単位および最低金額は当社が別途定める方法によりますので、第 1 項に定める NISA 口座で受け入れられる金額が上限額に満たない場合があります。</u>

現行	改正
(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第6条 (略) ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当社 NISA 口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第<u>9</u>項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(次号に掲げるものを除きます。) (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>10</u>項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 (3) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>11</u>項各号に規定する上場株式等	(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第6条 (現行どおり) ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当社 NISA 口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第<u>10</u>項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(次号に掲げるものを除きます。) (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>11</u>項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 (3) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>12</u>項各号に規定する上場株式等
(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第6条の2 当社は、お客様の NISA 口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した積立投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第<u>13</u>項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限りま す。）のうち、当社が定める投資信託のみを受け入れます。 (略) (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>18</u>項において準用する同条第<u>11</u>項第1号、第4号及び第<u>10</u>号に規定する上場株式等	(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第6条の2 当社は、お客様の NISA 口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した積立投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第<u>15</u>項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限りま す。）のうち、当社が定める投資信託のみを受け入れます。 (現行どおり) (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>24</u>項において準用する同条第<u>12</u>項第1号、第4号及び第<u>11</u>号に規定する上場株式等

現行	改正
(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第 13 条 1. この約款に基づき NISA 口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了します (第 2 条第 7 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。) (略)	(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第 13 条 1. この約款に基づき NISA 口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了します (第 2 条第 7 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の<u>規定</u>により廃止した非課税管理勘定を除きます。) (現行どおり)
(累積投資勘定終了時の取扱い) 第 13 条の 2 1. この約款に基づき NISA 口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了します (第 2 条第 7 項により廃止した累積投資勘定を除きます。) (略)	(累積投資勘定終了時の取扱い) 第 13 条の 2 1. この約款に基づき NISA 口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了します (第 2 条第 7 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の<u>規定</u>により廃止した累積投資勘定を除きます。) (現行どおり)
(契約の解除) 第 16 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に NISA 口座に関する契約は解除されます。 (1) お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 (2) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項</u> に定める「出国届出書」の提出があった場合 当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当社が定める日 (3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項</u> に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)	(契約の解除) 第 16 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に NISA 口座に関する契約は解除されます。 (1) お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 (2) <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号</u>に定める「出国届出書」の提出があった場合 当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当社が定める日 (3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)

現行	改正
(略)	(現行どおり)
附則 この約款は、 <u>2020 年 5 月 27 日</u> より適用されます。	附則 この約款は、 <u>2021 年 4 月 1 日</u> より適用されます。

以上